

新岩見沢市立総合病院建設基本構想策定支援業務仕様書

1 業務名

新岩見沢市立総合病院建設基本構想策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、救急医療、小児医療、高度医療などに対応可能な地域センター病院として、良質で安全・安心な医療を提供するための拠点となる新岩見沢市立総合病院の建設について、新病院の機能、規模、事業手法など、病院改築に必要となる基本構想の策定を支援することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月29日までとする。

4 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。
- (2) 受託者は、委託者と協議を行い、医療行政、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から、本業務に関する責任者となる統括責任者及び本業務の実務を主となって担当する主任担当者を選任し、発注者に報告すること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と委託者は随時、岩見沢市立総合病院内で打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録のうえ、議事録として提出すること。
- (4) 本業務について必要な資料については、委託者の担当職員と調整した上で収集するものとする。なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないよう扱い、本業務の履行期間終了までに返却しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 本委託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託承認願を提出し、委託者の承認を得ること。
- (7) 受託者は、業務により知り得た内容等について、秘密を守り、第三者にその情報を漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (8) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務内容

受託者は、下記「新病院の理念（案）」、岩見沢市立総合病院新改革プラン（平成29年3月）、北海道地域医療構想（平成28年12月）を踏まえ、以下の業務を行うこと。

なお、各業務の遂行方法等は、企画提案したうえで当院との協議に基づき実施することとする。

- 新病院の理念（案） 「質の高い急性期医療の提供を維持するとともに、南空知医療圏域住民の生活的価値（QOL）を実現する地域包括ケアの拠点となる病院」

【内容】

(1) 岩見沢市立総合病院を取巻く環境の分析と課題の検証

- ア 岩見沢市立総合病院の現状
- イ 人口動態と患者数の将来予測
- ウ 南空知医療圏及び近隣医療圏の状況
- エ 当院を取巻く環境の分析、課題の検証
- オ 市立栗沢病院（療養病床）との関連性
- カ 地域医療構想における地域包括ケア病床との関係

(2) 基礎調査

- ア 総合病院の現状
 - (a) 損益計算書等の推移（収益・費用の推移、入院・外来収益推移の内訳、新入院患者数・平均在院日数の推移、職員給与費の推移など）
 - (b) 診療機能（入院・外来診療単価のBM比較、診療科別診療区分別入院・外来診療単価比較、医療、看護必要度の推移、入院経路及び退院先、初診患者に対する再診患者比のBM比較、救急搬送件数の推移など）
 - (c) 診療圏（圏域内の病院の状況、住所地別外来患者比較、岩見沢市民の入院・外来受診動向、住所地別入院患者比較、患者流出入状況など）
- イ 当院が注力したい機能について
 - (a) 急性期機能の強化（がん患者の部位別院内シェア率、近隣医療圏におけるDPC病院間シェア率、がん診療に関する病院の現況など）
 - (b) 回復期機能の充実（疾患別リハビリテーションの実施状況、回復期リハビリテーション病棟の対象と考えられる退院患者数、院内患者の回復期リハビリテーション病棟入院ニーズなど）
 - (c) その他（緩和ケア病床の道内外の状況、院内患者の緩和ケア病棟入院ニーズ、緩和ケアに関する施設基準の取得施設数、必要透析台数の将来推計、精神科医療の現況など）

(3) 新病院の基本方針等の策定

- ア 新病院の果たすべき役割、方向性
- イ 新病院において実施する医療の基本方針（コンセプト、重点機能など）
- ウ 新病院に求められる診療機能（診療科目、病床機能、適正規模、HCU導入等の検討等）
- エ 建設候補地の選定方針（選定基準、計画、概算費用等）

(4) 新病院の概算事業費等（想定事業規模、想定額、収支シミュレーションなど）

(5) 整備スケジュール等

- ア 整備手法（事業方式の検討など）
- イ 整備スケジュール（適切な事業方式に基づく事業スケジュールの検討）

(6) その他

- ア 市民等の意見収集についての検討
- イ 会議資料の作成
- ウ 会議等への出席及び説明

6 業務計画書の提出

(1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上委託者に提出すること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

ア 検討業務内容

イ 業務遂行方針

ウ 業務詳細工程

エ 業務実施体制及び組織図

オ 統括責任者、主任担当者及びその他業務従事者の一覧表

カ 協力者がある場合は、協力者の概要及び業務従事者の一覧表

キ 業務フローチャート

ク 打ち合わせ計画

ケ その他委託者が必要とする事項

(3) (2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合は、速やかに委託者に文書で提出し、承認を受けること。

7 打合せ及び記録

策定支援業務を適正かつ円滑に実施するために、受託者と委託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

8 成果品

(1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、委託者と協議の上、決定する。

ア 新岩見沢市立総合病院建設基本構想 100部

イ 新岩見沢市立総合病院建設基本構想概要版 200部

ウ その他本業務において作成した資料等 2部

エ 会議議事録および会議資料等 各1部

オ 前各号の原稿、データ等を収録した記憶媒体（CD等） 2セット

(2) 成果品については、その全部又は一部を広く地域住民等に公表することとなるため、平易な表現で、図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。

9 引渡し前における成果品の使用等

履行期間途中においても、受託者がこれに承諾した場合は、委託者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

10 その他

(1) 市の各種計画との整合性を図ること。

- ア 第6期岩見沢市総合計画（平成30年3月）
- イ 新市建設計画（平成28年3月変更）
- ウ 地域防災計画（平成28年3月改訂）
- エ 都市計画マスタープラン（平成29年3月改訂）
- オ その他委託者が指示する計画

- (2) 策定業務で作成した資料は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく、公表、貸与又は複写してはならない。
- (3) 策定業務に必要な書籍等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、その都度委託者、受託者協議の上、決定するものとする。

1 1 契約担当部局

〒068-8555 北海道岩見沢市9条西7丁目2番地

岩見沢市立総合病院 事務部管理課

電話 0126-22-1650（内線1262、1185）

FAX 0126-25-0886

Eメールアドレス new-imgh@i-hamanasu.jp